手話言語等にかかる背景

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手話言語に係る背景 | 年代 | 意思疎通支援に係る背景 |
| 聴覚障害教育国際会議で「手話を使うことを禁止し　口話のみを奨励する宣言（ミラノ宣言）決議私立大阪盲唖院（現、府立中央聴覚支援学校）開校（その後、指文字などを開発）日本聾口話普及会が発足文部省（当時）のバックアップを受け、音声による　　教育が中心となる日本弁護士連合会「手話教育の充実を求める意見書」国連障害者権利条約で、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記聴覚障害教育国際会議（バンクーバー）で、「ミラノ宣言」を撤廃全日本ろうあ連盟が手話言語法制定に向けた運動を開始障害者基本法に「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段」と規定鳥取県が、手話言語に関する条例を制定【全国初】国際障害者権利条約を批准府議会にて「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書採択（全ての自治体の議会で採択）２月議会で「平成29年４月からの条例施行を目指し、検討」と知事答弁 | 明治13年33年大正14年 　 昭和25年平成15年平成17年　　18年　22年23年25年26年28年 | 身体障害者福祉法施行支援費制度スタート障害者自立支援法施行障害者総合支援法施行障害者差別解消法・障害者雇用促進法施行 |

【全国自治体の状況：H28.8.15現在】

|  |  |
| --- | --- |
| 手話言語条例制定（H28.8.15現在） | 鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県（市町村は、大阪市・大東市ほか39市、5町） |
| 手話言語法制定の意見書採択（H28.3.3現在） | 全自治体採択（47都道府県、1,741区市町村） |

　　※手話言語法の制定について、国に特段の動きなし。